

明代の訴訟制度と老人制

——越訴問題と懲罰権をめぐって——

中 島 樂 章

はじめに

明代の老人制については、一九三〇年代の松本善海・清水盛光氏以来、主として『教民榜文』の検討により、多くの制度的研究が蓄積されてきた(1)。八〇年代以降は、里甲制や賦役制度研究の全般的な退潮とともに、老人制研究も停滞していたが、九〇年代には三木聰氏の論考(2)を契機として、ふたたび老人制をめぐる議論が活発化している。また中国や(3)アメリカでも(4)、いくつかの老人制研究が発表されている。筆者も九三年、論考「明代中期の老人制と鄉村裁判」(5)を発表し、主として『皇明条法事類纂』により、老人制は制定後まもなく形骸化に向かい、明代中期には国法上も空文化したという通説に再検討を加えた。

三木氏や筆者の研究には、その後いくつもの批評が寄せられている。井上徹氏は『教民榜文』全体の検討により、老人制導入の意図を説明することを提起し(6)、山田賢氏は両者の論争から、里甲制を明朝の理念的な「当為」として把握するか、より社会の現実に立脚したものと理解するか、という

問題を読みとる(7)。また寺田浩明・岩井茂樹氏は、宋から清にいたる国制と、民間社会の変動とを結びつけて理解する足がかりとして、老人制を問いなおすことを提起している(8)。さらに伊藤正彦氏は、老人制を「村落自治論」・「地主権力論」の枠組みでとらえる従来の研究を批判し、老人制は共同体の存在しない社会で、国家が鄉村の紛争処理慣行を利用して、軽微な裁判業務を代執行させた「職役」であつたと論じ(9)、三木氏自身も老人制導入の契機や意図を、明代の訴訟体系や里甲システムの全体から理解すべきであると述べている(10)。

これに対し筆者は、主として徽州文書によって明代鄉村における紛争処理の実態分析を進め、明代前半期には、里甲制のもとで実際に老人や里長が多くの紛争を解決し、紛争処理の枠組みの結節点として機能していたことを明らかにした(11)。また老人制の制度的当為についても、前掲拙稿において、越訴問題や懲罰権をめぐって新説を提示している。ただしこれらの論点はいずれも註で簡単に触れるにとどまり、なお充分な論証は加えていない(12)。このため本稿では、「越

訴」と懲罰権の問題を中心に、あらためて『教民榜文』に規定された、いわゆる「郷村裁判」制度に検討を加えたい。なお行論や引用史料のうえでは、前稿と重複する部分もあるが、煩を避けていちいち注記しないこととする。

なお最初に「里老人」という呼称と、「里老」の語義について確認しておこう。「里老人」の語をはじめて用いたのは松本普海氏であり、おそらく『教民榜文』のいくつかの条文に現れる、「里老人等」という語を「里老人など」と解したのである。しかし『教民榜文』では、各里の老人は単に「老人」と称され、「里老人等」の語は、文脈上も「里長と老人」を意味する(13)。「里老人等」は「里老人十等」(里老人など)ではなく、「里老十人等」と切つて、「里老など」の意に解すべきなのである(14)。「教民榜文」以降の明代史料でも、一般には「老人」の呼称が用いられ、ほかに「耆老」・「三老」・「郷老」などの通称も用いられるが、「里老人」という用例はまったく確認できない(15)。

また「里老」の語についても、従来の研究では「各里の老人」の意に解してきた(16)。しかし荻生祖徠『明律国字解』では、「里老は、里正、老人なり」と解している(17)。そもそも「里老」の語は明代史料に頻出するが、それも税糧の科派や徴収など、しばしば当然里長が関与すべき職務について用いられ、文脈上も、明らかに「里長と老人」を指す例もある。たとえば嘉靖年間に浙江淳安知県であった海瑞は、「里長・老人は各里の訟を申明亭に聴く。是れ一里の事は皆な里老の責なり」と述べ(18)、万曆年間に山西巡撫であった呂坤も、「里

長・排年・老人は、是れ両項ならず。本里の丁を管する者は、此れ里老・排年なり、本里の地を管する者も、亦た此れ里老・排年なり」と記している(19)。また地方志にも、坊・里の里長と老人を総称して「里老」と称する例があり(20)、嘉靖二八(一五四九)年に、成都府の郫県が、上司に県行政全般に関する諸事項を逐一報告した原文書でも、「本県里老」という項目のもとに、全県の里長と老人の姓名を列挙している(21)。さらに明代の徽州文書にも、「里老」が明確に「里長と老人」を指すものがある(22)。

このように少なくとも法制用語としての「里老」は、「里長と老人」と解すべきであり、「里老人等」や「里老」の語に基づいて、同時代的史料に現れない「里老人」という呼称を用いるべきではない。正式な名称はあくまで「老人」なのである。たしかに「老人」の語は高齢者を指す一般名詞のようでもあり、老人が里ごとに置かれた以上、本来の名称は「老人」であることを踏まえたうえで、現代の研究者が便宜的に「里老人」の語を用いること自体は、必ずしも不適切ではない。しかし「里老人」という呼称は、「里老」や「里老人等」ときわめて紛らわしく、現実にはほとんどの研究者によって混同されている。筆者としては、やはり史料上の呼称である「老人」を用いることにしたい。

一 『教民榜文』に規定された老人制

七十年代までの老人制研究は、主として老人制の成立過程と、洪武三一(一三九八)年に頒行され、洪武年間の郷村統

治策を集大成した『教民榜文』(23)の検討を中心に進められてきた。しかし『教民榜文』に規定された老人制については、研究者のあいだで見解が分かれる点も多く、また全四十一条にわたる『教民榜文』の全体像についても、充分に適切な理解がなされていとはいえない。ここでは議論の前提として、老人制の制度的当為についての基本的な理解を提示しておくことにしたい。

明代の老人制は、洪武十年代後半の史料に現れ、洪武二十一年(一三八八)年に廃止された「著宿」制を経て、洪武二十年代にしたいに整備されゆく(24)。そして洪武二十七(一三九四)年四月には、地方官に命じて「民間の耆民の公正にして事に任ずべき者を扱ひ、その郷の訴訟を聴めしめ」、戸婚・田宅・鬪毆などの細事の訴訟は、老人が「里胥を会してこれを決し、事の重きに渉る者は、始めて官に白す」ことを定め、その老人に『教民榜』を給付した(25)。ついで洪武三十(一三九七)年九月には、木鐸老人による六論の宣布、老人や里長による農作業の督責、および里内の相互扶助に関する一連の詔令が発せられる(26)。さらに翌三十一(一三九八)年三月十九日、太祖朱元璋は戸部尚書の郁新らに聖旨を下し、あらためて「民間の戸婚・田土・鬪毆・相争、一切の小事は、須らく本里の老人・里甲を経由して断決するを要し、若し姦盗・詐偽・人命の重事に係れば、方めて官に赴きて陳告するを許す」として、「前に已に条例もて昭示」した諸規定を、ふたたび申明することを命じた。これを承けて、おそらくは二十七年の『教民榜』をもととして、その後の詔令をも増補し

た新『教民榜文』が、戸部を通じて頒行されたのである。

『教民榜文』は、まず冒頭の太祖の聖旨につづき、第一条から十四条までは、老人・里甲による戸婚・田土などの訴訟処理システムが詳細に規定され、十五条以降は、訴訟処理以外の老人・里甲の職任や、さまざまな一般的规定や禁令が定められている。ここではまず、その中心をなす老人・里甲制下の訴訟処理制度について整理してみよう(27)。

民間の戸婚・田土・鬪毆・相争などの一切の小事の訴訟は、直接官に告訴してはならず、かならず所管の老人・里甲の処断を経なければならぬ(第一条)。訴えを受けた老人・里甲は、会議のうえ案件を裁断し、「竹篋・荊條」による懲罰もおこなうことができる(第二条)。老人・里甲は各里の申明亭において訴訟を裁決するが、その際の席次は老人・里長・甲首の順とし、里長が老人より年長ならば上席につく(第三条)。

老人には、里内の衆人の推挙を経て、公正で人望ある者が三人から十人選ばれるが(第三条)28、五十歳以上で德行・見識をそなえている必要がある(高年ではあるが見識の乏しい者は、老人と同列には扱われるが、裁決には関与できない(第三・四条)。老人・里甲は、牢獄を置いて訴訟当事者などを拘禁することはできず(第十三条)、また当事者の訴えを受け、はじめて審理をおこなう(第十四条)。

もし別の里に関わる訴訟案件があれば、その里の老人・里長と共同で裁き(第三条)、また本里の老人だけでは裁きがたい事案や、老人の親族に係わる案件があれば、周囲にある三つから五つの里の老人や里甲を集めて裁決する(第五条)。老

人自身が罪を犯せば、他の老人たちと里甲が審議し、軽罪であれば以後は裁きに当たらず、重罪であれば地方官を経て京師に押送する(第七條)。さらに老人が職権を乱用して不正をはたらけば、やはり他の老人たちが京師に連行する(第八條)。

なお姦盜・詐偽・人命などの重事の訴訟は、直接地方官に告訴することができたが(第十條)、当事者が和解を望めば、十悪・強盜・殺人などを除いて、老人が処断することが許された(第十一條)。また老人には、むやみに官に訴訟を起こさないよう里民を告戒する責務もあつた(第二十三條)。なお以上の諸規定に違反し、訴訟処理を適切・公正におこなわなかった老人・里甲に対しては、各条で厳しい処罰が定められており、老人・里甲の訴訟処理に妨害・干渉をくわえた官吏や、老人・里長の処断に従わない「頑民」も、冒頭の洪武帝の聖旨に「官吏に敢えて紊乱する者あらば、処するに極刑を以つてし、民人に敢えて紊乱する者あらば、家を化外に遷す」とあるように、嚴罰に処せられた。

こうした「鄉村裁判」制度について、第十五條以降では、やはり老人や里長を中心とした、里内の治安・秩序維持や教化・勸農などに関する諸規定が定められている。まず治安・秩序維持については、里内に盜賊や逃亡兵・脱走囚などがあれば、里長・老人が多数を集め、捕らえて官に送り(第十五條)、罪を犯して工役や軍役に充てられた官吏が里内に逃げ帰ってくれば、老人は家ごとに告戒して隠匿させないようにする(第二十一條)。また老人・里甲は郷里の人民が本業に務

め、相互に里内外への出入を周知するようながし(第十六條)、郷里に教訓にしたがわず悪事をなす無頼の徒がいれば、老人たちが厳しく懲罰し、改悛しなければ捕えて官に送る(第十八條)。さらに各地の衛所が人員を派遣して、里内の軍戸から欠員を補充する「勾軍」に際しては、里甲・老人は該当する軍丁の徵発に協力する責務があつた(第三十七條)。

治安・秩序維持と表裏して、教化も老人の重要な任務であつた。老人・里甲は平素から里民が善行をなすように勧め(第十六條)、郷里に孝孫順孫・義夫節婦などがいれば、里長や老人が朝廷に奏聞するとともに地方官に報告し(第十七條)、長幼の序に服さず教戒にしたがわない年少者は、里甲・老人が責罰する(第三十五條)。また里ごとに自活が困難な高年者などを選んで、「孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為」の「六論」を唱えながら、木鐸を持って里内を巡行させるという、いわゆる「木鐸老人」の制も定められた(第十九條)。

さらに勸農も、各里の老人に委ねられた。村々には太鼓一面を置いて、農繁期には曉けがたに老人が太鼓を打ちならして農作業をうながし、懶惰な者は処罰する(第二十四條)。また里甲や老人は、里内の各戸が棗や柿、綿花や桑などを栽培し、養蚕や紡績に務めるように監督し(第二十九條)、灌漑水路の建設・堤防の修築・河川の疏通などの水利事業の必要があれば、老人が実地調査のうえ計画を立て、京師に上奏することとされた(第三十條)。このほかに里長や老人には、清廉な地方官が誣告されれば、民衆を率いて京師に赴いて弁明し、

貪婪で民を害する官吏は、捕縛して京師に連行する権限も与えられている(第二十二條)。

『教民榜文』で直接に老人・里長の職責として規定されているのは以上の条項であるが、このほかにも第二十五条以下には、鄉村統治全般にわたる各種の規定が定められている。里内の戸はおたがいに鈔を出し合つて、婚禮や葬儀のための相互扶助につとめ(第二十五条、子弟には「御製大誥」を講読させ(第二十六条)、郷飲酒礼を法式どおりに遵行し(第二十七条)。里社壇・郷厲壇において歳時ごとに鬼神の祭祀をおこなう(第二十八条)。また期限どおりに税糧を送納し、所定の差役に当たり(第三十一条)、祖父母・父母への奉養や祭祀、家内や宗族内での和睦につとめ(第三十二条)、父祖伝来の田地や資産を売るときには、近隣や親族の署名・花押を得て明確に文書を立て(第三十六条)、訴訟に際しては越訴をおこなわない(第三十八条)、などである。

松本善海氏以来、従来の研究ではこれらの条項の多くを老人の職責として列挙している(29)。しかし『教民榜文』は決して老人や里甲の職掌のみを規定した法令ではなく、第二十五条以降は、むしろ老人制と直接には関係しない一般の規定が多いのである。特に地方学の教官や訓導が、誠実に学生を教導することを命じた第三十四条などは、老人・里甲制とはなんの関わりもない。さらに従来の論考では、第三十二条によつて、「社学の管理運営」を老人の職掌として挙げているが、この条文は一般的に社学の運営を定めたものですらなく、所期の成果をあげず、かえつて鄉村の人民に弊害をもたらした

ている社学を廃止し、かわりに鄉村の有徳者が、農閑期などに子弟を教育することを命じたものである(30)。むしろ里を単位としておこなわれる相互扶助や郷飲酒礼、里社・郷厲壇の祭祀などには、老人も里の中心人物として重要な役割を果たしたであろうが、これらはあくまで里全体の任務なのであり、老人や里甲の職責として明記されている条項とは区別するべきであろう。

なお周知のように、元代には社制が施行され、社長が勸農や教化とともに、婚姻・田宅・債負などの紛争を「理を以つて論解」することが認められたが、社長の職掌はあくまで民事的紛争の任意的な調停に止められていた(31)。『教民榜文』によつて、これらの訴訟の大部分が老人や里長に委ねられたのであり、里甲・糧長制による税糧の科派・徴収・運搬とあわせて、地方官(特に州県官)による、裁判(刑名)・徵税(錢穀)行政の相当部分は鄉村組織の手に移され、地方官治が直接鄉村に作用する機会はかなり減少したといえよう。

二 老人制と「越訴」問題

『教民榜文』冒頭の太祖の聖旨に、貪欲不正な官吏が公正な裁きを行わないため、「民間の詞訟をして、皆な京に赴きて来らしめ、是の如くして連年已まず」として、「令を出だして天下に昭示し、民間の戸婚・田土・鬪毆・相争など一切の小事は、須らく本里の老人・里甲の断決を経由するを要す」と命じているように、「鄉村裁判」制度を導入した直接の原因は、官吏が適切に訴訟を処理できず、京師への提訴が止まないと

いう事態にあつた。そして従来の研究では、「鄉村裁判」制度の導入以降は、戸婚・田土などの訴訟を、老人・里甲をとばして直接に地方官に訴え出ることが、「越訴」に当たるようになつたと論じている(32)。

こうした議論は、いうまでもなく顧炎武が『日知録集釈』巻八、「郷亭之職」において示した、次のような周知の議論に基づいている。

今代の県門の前には、多く勝有りて曰く、「誣告は三等を加え、越訴は笞五十」と。これは先朝の旧制にして、亦た古くは懸法象魏の遺意なり。今人は謂えらく、県官を経ずして、司・府に上訴す、これを越訴と謂うと。これは然らず。太祖実録、洪武二十七年四月壬午に、「有司に命じて、民間の高年なる老人の、公正にして事に任ずべき者を挾ばしめ、その郷の詞訟を理めしむ。戸婚・田宅・鬪毆の若き者は、則ち里胥を会してこれを決し、事の重きに渉る者は、始めて官に白せしむ」とあり。若し里老の処分に由らずして、徑ちに県官に訴えれば、これを越訴と謂うなり。

顧炎武はまず清初に県衙門の前に掲げてあつたという、「誣告加三等、越訴笞五十」という板榜(33)について、その「越訴」が、知県を経ず知府や按察司に上訴することを指すという同時代人の理解を批判する。そして洪武二十七年七月、民間の老人にはじめて戸婚・田宅・鬪毆などの訴訟処理を命じたことを伝える、『太祖実録』の記事を根拠として、明代における「越訴」とは、本来は里長・老人の処断を経ず、小事の

訴訟を直接に知県に訴えることを意味していた、と断ずるのである。知県を経ずに上級衙門に訴え出ることが、本来は越訴に当たらない、という顧炎武の見解にはさすがに批判もなされているが(34)、明代には老人を経ずに地方官に小事の訴訟を持ち込むことが、「越訴」に含まれたという認識では、ほとんどの先行研究が顧炎武の見解に従っている。

しかし顧炎武の議論には、充分な根拠があるのだろうか。まずその論拠である、『太祖実録』洪武二十七年四月壬午条の全文を引いてみよう。

民間の高年なる老人にその郷の詞訟を理めしむ。これより先、州郡の小民は、多く小忿に因りて、輒く獄訟を興して京に越訴し、逮問するに及べば多くは実ならず。上はここに於いて越訴の禁を厳しくし、有司に命じて民間の耆民の公正にして事に任ずべき者を挾ばしめ、その郷の訴訟を聴めしむ。戸婚・田宅・鬪毆の若き者は、則ち里胥を会してこれを決し、事の重きに渉る者は、始めて官に白す。且つ『教民榜』を給して、守りてこれを行わしむ。

顧炎武はここで、「越訴の禁を厳しく」することが、すなわち老人による聴断を経ず、戸婚・田宅などの訴訟を官に持ち込むことを指していると解釈したのである。しかしこの文章は、「越訴の禁を厳しく」するとともに、民間の老人に戸婚・田宅などの訴訟処理を委ねた、とも解しうるのであり、この実録の記事だけで、老人を経ない官への提訴が「越訴」に当たるとみなすことはできないのではないか。

また翌洪武二十八（一三九五）年八月の太祖の聖旨には、
軍民の詞訟は、所司の分理するを肯んぜざるに因りて、
以つて往往にして京に赴きて陳告するを致し、此の如く
して連年已ます。礼部は榜を出だして禁約し、凡そ詞訟
有らば、下自りして上にし、越訴するを許さざれ⁽³⁶⁾。

とある。ここでも京師へ持ち込まれる訴訟が依然として止ま
ないとして、「越訴」が禁じられているが、やはり問題とされ
ているのは「所司」、つまり官の裁判機構であつて、老人や里
甲の訴訟処理にはなんら触れていない。さらに洪武三十（一
三九七）年に完成した『大明律』の、刑律訴訟「越訴」条に
は、次のようにある。

凡そ軍・民の詞訟は、皆な須らく下自りして上へ陳告す
べし。若し本管の官司を越えて、輒く上司に赴いて称訴
する者は笞五十。

ここでも「越訴」とは、「本管の官司」を経ず直接に「上司」
に訴えを起すこととされ、「笞五十」という刑罰が規定され
ており、三年前に定められた老人・里甲による訴訟処理制度
には言及しない⁽³⁶⁾。

そして翌洪武三十一年に頒行された、『教民榜文』の第一条
では、

民間の戸婚・田土・鬪毆・相争など、一切の小事は、輒
く便ち官に告ぐるを許さず、務めて本管の里甲・老人の
理断を経由するを要す。若し經由せざる者は、虚実を問
わず、先ず告人を杖断六十とし、仍りて里甲・老人に発
回して理断せしむ。

とあつて、里甲・老人を経由せず、官司に戸婚・田土などの
訴訟を提訴することを「越訴」とは称さず、その処罰は、明
律における「越訴」罪よりも二等重い杖六十である。顧炎武
が述べる、当時の県衙門の前に掲げてあつたという板榜にも、
「越訴笞五十」とあつたというのだから、それが『教民榜文』
の「杖六十」という規定ではなく、『大明律』の「越訴」罪を
指していることは明らかであろう。なお『教民榜文』で「越
訴」を問題とするのは第三十八条であるが、

民間の詞訟は、已に下自りして上へ陳告せしめ、越訴す
る者には罪有り。所司の官吏は往往にして施行に違わず、
越訴せしむる者多きを致す。今後は取えて前に仍りて違
わざるもの有らば、違制を以つて論じ決せよ。

と、やはり老人・里甲の裁きにはなんら言及しない。すでに
述べたように、『教民榜文』の第二十五条以下は、老人制とは
直接には関係しない一般の規定が中心なのであり、この条文
も、『大明律』において越訴に対する処罰を明確に定めたにも
かかわらず、依然として越訴を犯す者が絶えないため、その
刑罰をいつそう重くしたものである⁽³⁷⁾。

『教民榜文』にはもう一箇所、第二十三条にも越訴の語が現
れる。

両浙・江西等の処は、人民に詞訟を好む者多し。細微な
る事務と雖も、含忍する能わずして、徑直に京に赴いて
告状す。……今後老人は、須らく本里の衆人を懇切に告
誡するを要し、凡そ戸婚・田土・鬪毆・相争等の項の細
微の事務有らば、互相に含忍せしめよ。……若し頑民、

傍論に従わず、老人の告誡を聴かず、輒く官府に赴きて告状し、或いは徑ちに京に赴きて越訴すれば、老人の擒拏して罪に問うを許す。

この条文でも、やはり「老人の告誡を聴かず、輒く官府に赴くことではなく、州県などを経ずに、「徑ちに京に赴」いて朝廷に訴え出ることを、「越訴」と称している。このように『大明律』や『教民榜文』を検討するかぎり、老人・里長をとばして地方官へ訴え出ることが、越訴に当たるとは考えられない。『教民榜文』以降の明代史料においても、越訴問題に関連して老人制に論及することはあつても、老人・里長を経ない提訴自体を「越訴」と称しているケースは、管見の限りでは確認できない。明代にも「越訴」は、あくまで官の裁判機構の問題であり、老人制とは直接には関係していなかつたと考えられるのである。

仁井田陞氏が明代の老人制について、「下級審としての役割をもつたものであつて、審級を越えた訴が「越訴」となると同様、所定の事件について里老人に訴えることなくして、直接州県に訴えた場合は、この真偽を問わず「越訴」として処罰せらるることとなつていた」(38)と述べるように、老人や里甲をとばした官への提訴が「越訴」となるという通説は、老人制が国家の裁判機構の基底に「第一審」として定置された、という理解の前提となつていた。しかしそれが「越訴」に当たらないとすれば、こうした通説的理解にも再考の余地がある。

寺田浩明氏は、老人に細事の裁判権を与えた『教民榜文』

の訴訟システムは、地方官にそれら細事を「扱わせない」制度でもあり、ノーマルな上訴制度における「初審」というよりは、老人を経たうえで州県に訴え出れば、老人か当事者側の「どちらか一方が大怪我をしない訳にはいかない制度」であつた、と論じている(39)。たしかに『教民榜文』では、老人・里甲を経ず官に訴えた者は杖六十、それをあえて受理した官吏も重罪とされ(第一・十條)、適切な裁きを下さず、官への提訴を招いた老人や里甲も杖六十に処される(第二條)。さらには老人らが適切に裁定した案件を、みだりに官に訴えた頑民は極刑、家人は化外に遷され、それを一概に受理した官吏も同罪とされる(第十二條)。こうした嚴罰が示すものは、伊藤正彦氏も述べるように、「軽微な事案が国家機関にもちこまれる事態を極力回避しようとする国家の強固な姿勢」である(40)。

伊藤氏はまた、老人制実施の歴史的前提として、宋代以来の「健訟」風潮と「越訴」問題を指摘しているが(41)、さらに最近、青木敦氏は宋代の「健訟」と「越訴」について興味深い検討を加えている。青木氏によれば、江西を中心とした宋代の「健訟」風潮の背景には、移民の流入にともなう人口の増加と、移民社会特有の不安定な秩序構造があつた(42)。同時に北宋から南宋にかけては、官吏の不正徴税や搾取などを、監司や御史台に越訴することが広範に許されていた。こうした越訴許可規定の背景には、地方官吏の不正問題の深刻化があり、宋朝は民戸が上級の監察官に直接訴える道を開くことによつて、地方官吏や豪民と一般民戸との紛争の増加

に対処しようとしたのだという(43)。

つづく元代には、越訴問題はどのように推移したのだろうか。まず中統四(一二六三)年、世祖フビライは越訴の禁を命じたが、地方官の判決が不当であれば朝廷に訴えることを認め(44)、翌年にも越訴を禁じる一方、所轄の地方官の非を訴え出る場合は、直接上司に陳告することを許している(45)。ついで至元六(一二六九)年・八(一二七一)年にも越訴の禁が確認された(46)。至元十三(一二七六)年に南宋領を接収すると、元朝も南宋が抱えていた健訟や越訴の問題に直面することになった。至元二十四(一二八七)年には、人民がしばしば路をとばして行省や提刑按察司に越訴しているとの吉安路の上申を受け、江西行省は、各路での判決が不当な場合は上訴を許すが、その他の越訴案件はただちに差し戻すことを議定している(47)。このころまで元朝の法令には、官吏の不正や擲取について按察司などへの越訴を認める規定は現れないようである。

しかし至元二十六(一二八九)年にいたり、江東・浙西道按察司が、官吏が錢物を不正に取受したことを訴える案件を直接受理してよいか、江南行御史台に問い合わせた。行御史台はこの問題をさらに御史台に送り、御史台は「官吏の取受、不公を告論するに、若し越訴に依りて、一例に受けざれば、則ち是れ知りて挙げざるなり」との見解に達した。中書省もその意見を支持し、「按察司は糾弾の官たり、若し官吏の受贓・不公を告論する有らば、例に依りて追問せよ」との結論を下している(48)。この結果、「諸を官吏の受賂・不法を訴

え、徑ちに憲司に赴く者は、越訴を以つて論ぜず(49)と、元朝も宋代と同じように、官吏の取賂や不法に関する訴訟は、路府・州県を越えて、直接に按察司(のち廉訪司)に訴えることを許すことになったのである。またこうした越訴をめぐる議論が、宋代以来の健訟の地であった、江西・江東・浙西などの官僚によつて提議されていることは、元代にもこれらの地方の健訟風潮や官吏の不正が、越訴問題の大きな要因となっていたことを示唆するものであろう。

ついで大徳十一年にも、成宗の聖旨によつて、「官吏の不正を除く」越訴が重ねて禁じられ(50)、仁宗の皇慶二(一三一一)年にもまたも越訴の禁が命じられている。しかしこの際の朝廷での議論からは、地方官が訴訟を公正に裁決せず、監察官もその冤抑を解消しないため、「事の大小・途の遠近を問わず、往復して都省に赴きて陳訴せしむるを致し」と、中書省に越訴する者が跡を絶たず、これを越訴として却下すれば屈抑が解消せず、といつて受理すれば欺瞞や誣告を招くというジレンマが深刻化していたことがわかる(51)。さらに至治元年にも、皇帝のもとに達する訴訟の半分以上が、「下従り合干の衙門に告げず、徑直に皇帝に告げる」越訴案件であるとの上奏を受け、英宗は所定の順序を経ない越訴者の処罰を命じているが(52)、効果があつたとは思われない。総じて元朝も宋代と同じように、官吏の不正や擲取については按察司への越訴を許し、その他の越訴は禁じたが、旧南宋領における健訟や官吏の不正問題は元代にもそのまま持ち込まれ、それ起因する越訴の頻発に、元朝は結局有効な対策を取ること

ができなかつたようである。

明初政權はこのような「越訴」問題にどのように対応したのだろうか。まず洪武元（一三六八）年の『大明令』刑令では、「凡そ訴訟は皆な須らく下自りして上にすべし。……越訴する者は不応を以つて論ず」と、唐律以来の越訴禁止原則を定めた。同年には京師に登聞鼓を置いたが、戸婚・田土などの訴訟は地方官の任として朝廷への直訴を許さず、ついで洪武十五（一三八二）年にも、戸婚・田土などの訴訟は「悉く本属の官司に由りて下自りして上に陳告せよ」と京師への越訴を禁じ、洪武十七（一三八四）年にも、越訴の禁がかさねて確認された（55）。洪武二十二年更定の『大明律』にも、すでに三十年律と同文の「越訴」条が定められている（54）。さらに明朝は、宋元時代とはことなり、官吏の不正などを上級衙門に越訴することも認めなかつた。洪武年間に成立した『学校格式』所収の榜文には、次のようにある。

民に凡そ冤抑の自己に干わり、及び官吏の売富差貧・重科厚斂・巧取民財等の事有らば、受害の人は、実情を以つて下自りして上へ陳告するを許すも、越訴するを得る母れ。……当該の府州県・布政司・按察司の受理を為さず、及び聴断すること公ならず、前に仍りて冤枉なる者にして、方めて京に赴きて仲訴するを許す（56）。

「官吏の売富差貧・重科厚斂・巧取民財等の事」とは、まさしく宋元時代を上司や京師への越訴が認められた事案にあたる。明代にはこれらの案件も越訴は許されず、各審級の衙門が訴えを受理しなかつたり、不当な判決を下した場合のみ、京師

への提訴が認められたのである。

その反面、周知のように太祖は官吏や豪民の不正や搾取に對して、苛烈な処罰と肅正を加えた。洪武十八・十九（一三八五・八六）年に頒行された、三編の『御製大誥』では、著宿が不正官吏を朝廷に告発することを許し、毎年末には在地の高年な有徳者などに地方官の善悪を面奏させ、著宿や老人が民を害する官吏や頑民を捕縛して、京師に連行することも許している（56）。太祖は官僚機構内部の統制を強化するよりも、むしろ著宿・老人層に地方行政を監察させる政策を取つたのである。

しかしたび重なる越訴の禁や過酷な肅正にもかかわらず、越訴問題は解決しなかつた。洪武二十三（一三九〇）年の太祖の聖旨によれば、行中書省の廃止（洪武九年）以来、行省で処理していた訴訟が京師に持ち込まれるようになり、全国で千七百あまりの府州県から京師に送られる訴訟は、一月に数万件に達した。千七百余の府州県の職掌を以つて、三法司に命じて剖断させた結果、「有司の獄は空にして、京師の獄は盈ち」、在京法司の訴訟処理能力はすでに限界であつたという（57）。

明初の越訴問題をより悪化させたのは、地方衙門における訴訟処理能力の不充分であつた。宋代の州衙門には、巡捕（容疑者の捕縛）・推鞠（事実調査）・檢法（法規の檢出）の分離をとまなう、かなり充実した裁判機構が設けられていた。元代には推鞠と檢法の分離はみられないが、一方で胥吏制度が拡充され、法律や行政実務などの「吏学」も発達してゆく（58）。

しかし太祖はおおむね元代の地方裁判制度を受け継ぎながらも、胥吏や職役に対しては厳しい抑制策をとり、衙門に寄生する吏役を極力排除し(59)、吏役をもつばら農民から任用した(60)、官吏が郷村に下ることを制限する(61)などの施策をとった。それまで地方衙門に寄生する定員外の吏役は、松江府や蘇州府では千数百人にのぼったとされ、彼らの大部分を排除したことは、民衆への搾取を防いだ反面、地方の行政・裁判機能を低下させたことは否めない。くわえて明初の京師であった応天府が、宋代以来の「健訟」の地であった江南・浙江・江西に近接していたことも、朝廷への越訴をいつそう助長したのであろう。

こうした不十分な裁判機能を補ったのは、監察系統(都察院・按察司)による訴訟処理である。明代には巡按御史と分巡道が府州県を巡回し(出巡)、死罪案件の再審理(審録)、地方衙門の文書審査(刷卷)などにあたり、また必要に応じて訴訟も受理した(62)。洪武二十二(一三八九)年までには、都察院や按察司の官が、所轄の地方を巡回して訴訟を受理し、地方官の審理を經ていなければ地方官に下げ渡して審理させ、地方官の判決を不当として訴え出た案件は、巡按や分巡がみずから審理し、冤枉があれば朝廷に奏聞する制度が定められている(63)。

しかし監察系統による訴訟処理も、もとより越訴問題を解決するには不十分であり、洪武末年まで京師への越訴はいつこうに減少しなかつた。この結果、洪武二十七年に戸婚・田土などの訴訟処理を老人にゆだねることになったわけである。

しかし上述のように、翌年には相変わらず京師への越訴が「連年已まず」、最終的には、三十一年に『教民榜文』が頒行されることになる。その第二十二條で、老人や里長などが、貪欲・不正な地方官を捕縛して京師に連行することを許し、第二十三條で、特に兩浙(江南と浙江)や江西において、むやみと訴訟を起こしたり、京師に越訴しないように、老人が里民を告戒することを命じているのも、宋元以来の健訟問題や、地方官の不正問題に対して、洪武年間を通じてつみ重ねられた施策のひとつの帰結といえよう。

むろん『教民榜文』の成立後も、越訴問題は本質的に解決されたわけではなく、永樂年間以降も越訴の禁は繰り返し発令されている(64)。しかし宋代から健訟の地として知られた徽州においても、明代前半期には老人や里長がかなりの民事的紛争を解決し、また訴訟の調停や検証・再審理などを通じて、地方官の裁判の負担をかなり軽減していた。明代の老人制が、宋元時代から試行錯誤が続けられていた、長江下流域の健訟、京師への越訴、不十分な地方行政機能と地方官吏の不正などの諸問題への対策の帰結として、一定の成果を挙げていることも確かなのである。同時に老人制は、単に訴訟処理の窓口を増やして、京師への越訴を減らすただけに導入された制度ではない。郷村レベルの行政実務を、直接地方官治に任せるのではなく、可能な限り郷村組織に委ねることは、里甲・糧長制による税糧・徭役の科派・徴収・運搬システムとも共通しており、むしろ明朝の地方統治の基調政策であつたといえよう。

三 老人制と懲罰権、国法と情理

「越訴」問題とならんで、老人制を理解するための重要な課題として、老人・里長に認められた懲罰権の問題がある。まず老人・里長による懲罰権を規定した、『教民榜文』第二条をあらためて引いておこう。

老人・里甲は、郷里の人民と住居は相接し、田土は相隣し、平日の是非・善悪は周知せざる無し。凡そ困りて陳訴する者有らば、即ちに須らく會議し、公に従いて剖断せよ。竹篋・荊條を用いて、情を量りて決打するを許す。若し決断する能わずして、百姓をして官に赴かしめ、案煩するを致す者は、其の里甲・老人は、亦た各おの杖断六十とす。年の七十已上の者は打たず、律に依り仍りて着落・果断せよ。若し里甲・老人の情に循い弊を作し、是非を顛倒する者は、出入人罪に依りて論ず。

「竹篋・荊條を用いて、情を量りて決打」という規定について、松本善海氏は、これを「律の定規に基づいて笞刑、杖刑にわたる刑」を執行することとみなし(65)、仁井田陸氏も、老人には単なる仲裁調停ではない民事刑事上の裁判権とともに、「笞杖による制裁権まで認められていた」と述べる(66)。一方で奥村郁三氏は松本説を批判し、老人・里甲による処罰は「五刑外の懲戒的な体罰」であり、「笞刑・杖刑は里老の権限外である」とする(67)。また三木聰氏も老人による懲罰を、「一定の地域社会の中で、その構成員の間で自ら形成され、実態化していた共同体的制裁」を制度化したものと理解

し、その裁判の実態は、「笞刑・杖刑という刑罰の行使に代表される『暴力的』『強力的』なものではなく、調解を主としたいわば『柔らかな』裁判」であったと論じている(68)。

奥村氏や三木氏は、概して従来の研究が、老人制を自律的な村落自治組織としてとらえるのに対し、むしろ宋元以来の村落の紛争処理慣行との連続性を重視しているが、老人制下の懲罰の実態を具体的に検証している訳ではない。ここではまず、『教民榜文』に規定された「竹篋・荊條」について検討しよう。まず「荊條」は、本来は牡荊(ニンジンボク)から作った硬質な木棒であり、唐律では笞・杖として用いられた(69)、明律でも、笞・杖および拷訊に用いる訊杖はみな「荊條」であった(70)。一方「竹篋」は節目を削り取った竹製の板であり、宋代の裁判では士人に対する懲罰などに用いられた(71)、明初にも税糧の催徴や、国子監生の学規違反に対する懲罰に使われている(72)。ただし明末に中国を訪れたヨーロッパ人の記録によれば、実際には当時の笞杖刑はおおむね竹板(竹篋)によって作られるようになった(73)。要するに『教民榜文』にいう「竹篋・荊條」は、物理的には衙門で用いる笞杖などの刑具と同じものであったといえよう。

万暦年間に山西巡撫として、「郷甲約」を施行した呂坤は、「国初、老人・里長は俱に笞杖もて断決するを許す。今は是非の連累するを恐れ、只だ口説を用って和処せよ」と、明初には老人・里長は「笞杖」による処罰権を認められていたと述べる(75)。また蘇州府呉江県の庠村では、明初には老人が「一

郷に不法の事有らば、赴告を許して准理し、公座・桌圍・硃筆・刑杖を擺設し、人を差して拘執し、理に據りて審問・杖責す」と、公座や刑杖などを備え、訴えがあれば審問のうえ「杖責」を加えていたという(76)。さらに徽州府祁門県の人で、やはり明代前期に老人であつた謝能選は、ある老翁がわが子の不孝を訴えたのを受け、「毅然として笞撻すること四十にして、罪に服して過を謝するを俟ちて、然る後遣つ」と伝えられる(77)。また嘉靖年間に応天府句容知県であつた徐九思も、税糧や徭役の期限までに負担しない者は、「里三老(老人)をして速えてこれを笞責」させたという(78)。こうした例からみて、同時代人も一般に老人による懲罰を笞杖とみなしていたといえよう。

とはいえそれが、松本善海氏が述べるような、『大明律』に基づいた笞杖刑かどうかは別問題である。『教民榜文』第二条では、適切に訴訟を裁けなかつた七十歳以上の老人・里甲は、「律に依りて罰贖」とされ(名例律、「老小癯疾取贖」条)、また是非を顛倒した老人・里甲は「出入人罪に依りて論ず」とされる(刑律断獄、「官司出入人罪」条)。しかし肝腎の老人・里甲による懲罰の根拠としては、単に「情を量りて決打」せよと述べるのみで、『大明律』にはまったく言及しない。

第二条には續けて、「老人・里甲合理詞訟」として、

戸婚 田土 鬪毆 争占 失火 竊盜 罵詈 錢債 賭博 擅食田園瓜果等 私宰耕牛 棄毀器物稼穡等 畜産 咬殺人 卑幼私擅用財 褻瀆神明 子孫違反教令 師巫邪術 六畜踐食禾稼等 均分水利

の十九条を列挙している。小畑龍雄氏が整理するように(79)、このうち戸婚(律では戸役・婚姻)・田土(律では田宅)・錢債は『大明律』戸律に、鬪毆・罵詈は刑律に相当する編目があり、また擅食田園瓜果等・棄毀器物稼穡等は戸律田宅に、卑幼私擅用財は戸律戸役に、褻瀆神明・師巫邪術は礼律祭祀に、私宰耕牛・畜産咬殺人は兵律廐牧に、竊盜は刑律賊盜に、子孫違反教令は刑律訴訟に、失火・賭博は刑律雜犯に、それぞれ対応する条文がある。ただし争占・六畜踐食禾稼等・均分水利の三条については、律文には直接対応する編目・条目はない。これらの訴訟は、家族・土地財産・債務を中心に、軽微な刑事的事件、および農業生産や民間信仰をめぐる問題を含むが、戸律でも倉庫・課程・市廛など、もっぱら国家の税役制度とかかわる編目は除外されている。

また以上の十九条のうちには、尊長に対する鬪毆や罵詈の多くが徒流以上にあたり、竊盜も三犯を重ねれば絞刑にいたるなど、律文では徒・流や絞・斬などの刑罰を結果する場合もある。しかし老人や里甲がそれを律文どおりに処罰することは不可能であろう。徽州文書でも老人や里長が、しばしば山地の二重売買や山林の盗伐など、『大明律』では笞杖刑などを結果する案件を裁定しているが、いずれも原状の回復や賠償によつて決着しており、懲罰の執行は記録されていない(80)。『教民榜文』の第二条では、老人や里甲による懲罰の基準としては、「情を量りて決打」せよと述べるだけである。このほかにも三木聰氏も指摘するように、第二十三条では、当事者の告訴を受けた老人は、「事の輕重を量りて、剖断責罰」せよ

とあり、第三十五条にも、尊長の教誡に循わない子弟を、「情を量りて責罰」することを命じている(81)。つまり老人や里甲が用いた「竹篋・荊條」は、物理的には衙門の刑具と同じく、一般にも「管杖」とみなされていたが、『大明律』に規定された五刑としての管杖刑とはいえず、もっぱら個々の紛争の「情」に応じた、裁量的な処罰として措置されていたといえよう。ここでいう「情」は、滋賀秀三氏が示すように、個々の案件の具体的情況という意味を中心に、「人情」や「情誼」といった含意も持つものであろう(82)。むしろ地方官の裁判でも、細事の訴訟では厳密に擬律をしないことが多かったであろうが、とにかく律文では、「凡そ罪を断ずるには須らく律令を引く」(刑律断獄、断罪引律令)ことが要求されているのに対し、『教民榜文』では、「情を量る」以外にはなんの準則も示されていないのである。

そもそも『教民榜文』には、前年の洪武三十年に完成した『大明律』をほとんど引かないが、同時に洪武三十年律には、洪武二十七年に導入された、老人による訴訟処理制度はまったく反映されていない(83)。このことは「榜文」という法形式の特質と密接に関わっている。黄彰健氏によれば、洪武・永楽年間には、律令と大誥にくわえ、随時発令される「榜文」が重要な刑法典であった。榜文は皇帝の聖旨として発せられ、各衙門や申明亭に板榜として掲示される単行の法令であり、皇帝権により『大明律』にまったく拘束されない嚴刑を規定することができた(84)。つまり『教民榜文』は、その「榜文」としての法形式上、『大明律』に拘束されない、一つの完結し

た法体系をなしていたのであり、老人や里長をとばした提訴が、『大明律』上の概念である「越訴」に含まれず、懲罰の執行に際し『大明律』に準拠する必要があるのも当然といえよう。

ただし伝統中国における国法が、「情理の大海の処々に浮ぶ冰山」であつてみれば(85)、老人・里長の「情を量りて」する裁きも、国法の理念とまったく無縁ではありえない。むしろ明朝は積極的に律令の郷村への浸透に務めている。宋代には法律書は禁書として出版が禁止されたが、元代になると法律書の出版も自由となり、胥吏の学たる「吏学」も発達した(86)。さらに明朝は、ほとんど強圧的のなまでに国法を民間に周知させようとした。まず呉元(一三六七)年には、朱元璋は完成したばかりの律令から民間で行用すべき事宜を選んだ。『律令直解』を編纂させ、「民をして家ごとに諭し戸ごとに曉らしめ」ることを命じた(87)。ついで洪武五(一三七二)年には、各里で挙行する郷飲酒礼において律令を講読させ(88)、十六(一三八三)年の「郷飲酒礼図式」にも律令唱読の儀式を詳細に規定する(89)。二十(一三八七)年には農閑期に民間の子弟に『御製大誥』を講読させ、ついで各里に塾を置いて子弟に大誥を教えることとし、二十五(一三九二)年にも官民の家々に大誥を伝誦させることを定めた(90)。また翌二十六年にも、大誥・律令、および「勅諭老人手榜」の講読を命じている(91)。

こうした施策は永楽年間以降も受け継がれ、たとえば永楽三(一四〇五)年には、福建巡按御史の洪堪が、朝廷の法制を人民が充分に周知していないため、「今後は凡そ条例・榜文

有らば、宜しく有司をして里老に転行し、本処の申明亭に於いて郷民を召集して、逐一告諭すれば、その遵守する所を知るに庶からん」と上言し、裁可されている(92)。また朱逢吉『牧民心鑑』(永樂二年序)にも、郷村の耆老(老人)に命じ「国家の礼制及び律令を以つて、各おの抄写・習熟せしめ、毎季の朔に、一郷の民を集めてこれを教えしめよ」と述べている(93)。「申明亭、日ごとに老人をしてこれに坐せしめ、民に小罪有り、道理を以つて勸諭すべき者は、これに律令・大誥等の本意を詳解し、これを以て自改せしむ」(94)といった言説も示すように、「情理」の結晶である国法の理念は、「道理」に基づいた老人の裁定を裏付けることが期待されていたのである。

明朝は国法を簡明化して民間に周知させるとともに、宋元時代から形成されつつあった、在地の自生的な紛争解決や秩序維持慣行を国制にとりこみ、可能なかぎり地方官吏の手を介さず、郷村レヴェルで紛争が解決されることを目指したといえよう。濱島敦俊氏も、明初の老人制成立の基盤として、土地廟(社・里社)を中心とした地縁的結合のもので、自生的な調解慣行を想定しているが(95)、こうした伝統は、洪武十四(一三八一)年の『洪武礼制』に定められた里社・郷厲壇の祭祀にも受け継がれた(96)。まず里社壇の祭祀で唱誦する「抑強扶弱之誓」では、「凡そ我が同里の人は、各おの礼法を遵守し、力を持みて弱を凌ぐ母れ。違う者は先ず共にこれを制し、然る後に官を經る」と、郷里の秩序を乱すものは、官に訴えるまえに里社のもとで懲戒することを誓う。また郷

厲壇の祭祀で唱誦する「祭文」にも、不孝・不敬や姦盜・詐偽を犯したり、良民を庄迫し徭役を逃れる者は、「(郷厲の)神は必ず城隍に報じ、その事を發露して、官府に遭わしむ。輕ければ則ち答決・杖断されて良民と号するを得ず、重ければ則ち徒流・絞斬となりて、郷里に生還するを得ず」と、現世と冥界の審判の連関を説いている。

こうした冥界の審判は、老人の紛争処理にも利用されることがあった。後年の事例であるが、十六世紀後半に福建惠安知県として、各里に申明亭や里社・郷厲壇を復興した葉春及は、次のように布告している。

父老一郷の訟を聴くに、戸婚・田土・財貨・交易等の如きに、輪服するを肯んぜざると、凡そ疑難の事は、皆な社に質ねてこれを誓うを要す。……誓詞に曰く、某人某事を為し、若し某情有らば、敬んで神に誓い、天殃を甘受せん。惟だ神のみ其れこれを照察せんことを。誓い畢らば、誓者は三たび頓首して退き、過有らば則ち罰す(97)。

戸婚・田土などの紛争をめぐって当事者が裁定に服さず、あるいは解決しがたい事件があれば、里の老人は一同を率いて里社壇に誓い、争いの内容を告げて社神に判断を仰ぎ、罪過があれば処罰するべきであるという。

さらに汪天錫『官箴集要』(嘉靖十四年序刊)には、民間の詞訟は、情弊万端たり。……教民榜の事例に照依して、強盜・官吏受贓は自問するを除き、その竊盜等の事を告ぐるには、簿扇を置立して就ちに詞状の上に編號し、印を用つて鈴蓋し、限を定め俱に該管の老人に発し

て剖理せしめよ。……如し争論して決せざれば、則ち老人をして原・被を引きて各人の口詞を將つて、城隍廟に赴き焚祝・礼拝せしめよ。人は神明の罰を降すを懼るれば、則ち自ずから輸情して罪に伏さん。……(98)

とある。地方官が竊盜などの訴訟を受理すれば、まず老人に下げ渡して審理させるが、争論して決着しなければ、老人が原・被告とともに城隍廟に赴く。双方の供述を示して神前で礼拝すれば、犯人は神罰を懼れて罪に服するという。まさしく里社・郷厲壇―城隍廟という冥界の審判は、老人―地方官による紛争処理と対応する關係にあつたのである(99)。

宋代以降の鄉村社会では、土地廟(里社)をひとつの中心とする地縁的な結合が定着してゆくとともに、各地域特有の「郷例(郷原体例)」と呼ばれる慣例も形成されていった。柳田節子氏によれば、宋代の鄉村社会では、枿の容量・官田耕作者の召募や租課の配分、凶作時の佃戸への種穀の給借、水利修築の際の銭米や労働力の供出などが、「郷例(郷原体例)」に基づいて行われていた(100)。明代には「教民榜文」をはじめ、国法上は老人・里甲制をめぐって「郷例」に言及することは少ないようである。しかし仁井田陞氏が紹介する、明代後期の日用類書に取められた郷村の禁約(郷禁約)の文例は、里甲制のもとでも、「郷例」による秩序維持と懲罰が行われていたことを示している。たとえば『三百万用正宗』(万曆二十七年刊)所収の「禁六畜作踐禾苗約」では、

……爰に郷衆を会して僉謀し、厳しく禁を立てて約束し、苗約を週知せしめ、某月某日を以つて始めと為す。各家

人等は、務めて遵守せしめ、畜養せる禾苗牲口は、俱に謹慎なるを要し、厳しく闕擱を固め、故意に縱放してするを得る母れ。巡視して遇見すれば、登時に戮死するも賠償するを必せず、亦た争競する無かれ。倘し無藉の徒、恃強の輩、出首して言争せば、即ちに申明亭上に投じて公断に従い、治罰は郷例に依らん。……

と、家畜の作物荒らしの取り締まりを議定する。もし約定に従わず言い争う連中があれば、申明亭に訴え出て処断を仰ぎ、「郷例」に従つて懲罰するという。申明亭において「郷例」による懲罰を行うのは、老人や里長であるに違いない。また同じく「禁盜鶏犬約」にも、鶏や犬を盗んだ者は、「同約の人が究察し、或いは賊証を捉獲して、亭に送りて問理するを許す。輕ければ則ち情に隨いて発落し、例に照らして責罰し、重ければ則ち官に送りて懲治す」と、やはり申明亭に訴え、輕罪であれば「情」に応じ「例」(郷例)に照らして懲罰し、重罪であれば官に突き出すという。ついで「禁檢盜竹約」では、竹を盜む者がいれば、「その犯す所の情由を原ねるに、実に擅取田園瓜果の律と同科」であるとして、「盜犯の人役をば、里者に投明」して処罰すると定める(101)。

さらに『詞林武庫』(万曆刊)所収の「地方禁約」には、「朝廷は法律を懸げ、郷坊には禁条を明らかにす。法律は天下を繩治し、禁条は一方を蔽束す。分には公私有るも、事には緩急無し……此が為に衆を集め、猪を宰し酒を置き、血を敵りて盟を定め、禁条を写立し、以つて後患を弭めん」と、「天下を繩治」する国法と、「一方を蔽束」する郷禁約の両者が、「公

「私」の分はあつても、補充的に社会秩序を維持する關係にあると述べる。同じく「山林禁約」にも、山林の竹木や筍の盗み取りを防ぐため、「猪を宰して酒を置き、鑼を鳴らして衆を聚め」て禁約を立て、「壁に粘(貼)り牌に書して、永く留めて証と爲し」、山林を荒らす者があれば、守山人が捉えて「輕ければ則ち郷都の里老が、罰を量りて懲を示し、重ければ則ち官に告げ、律に依りて究治せん」と定める(惣)。ここでは「罰を量りて懲を示す」老人や里長の懲罰が、「律に依りて究治」する地方官の裁判と補充的に位置づけられている。

この種の「郷禁約」の文例は、より古い時代の原型を踏襲している場合が多く、必ずしもただちに明末期の状況を反映しているとはいえないが、おそらく華中南の郷村社会では、実際にこれに類する禁約がしばしば取り結ばれていたであろう。総じて老人や里長は、個々の案件の具体的情況や人間關係に応じ、「情を量りて」日常的な紛争を処理するとともに、地域ごとの「郷例」にも依拠して、必要があれば裁量的な懲罰を加え、場合によっては里社・城隍などの神威をも利用して、在地の秩序を維持していたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、『教民榜文』に規定された、老人・里長による「郷村裁判」の制度的当否を、越訴問題と懲罰権を中心に、明初の訴訟制度とも関連して考察した。老人制と「郷村裁判」導入の直接的な要因は、宋元以来の京師への越訴問題にあつた。しかし顧炎武以来の通説のように、老人・里長をとばし

た提訴が、明代には「越訴」とされた訳ではない。老人制は細事の訴訟に対する「第一番」として、官の裁判機構の基底に整序されたというよりも、細事の訴訟を可能な限り、官の裁判機構に持ち込まれる以前に解決させるために設けられたとみるべきであろう。

また老人・里長には、「竹篋・荊條」による懲罰権が認められ、同時代人はこれを「笞杖」とみなしていたが、『教民榜文』は、「大明律」に拘束されない完結した法体系をなしており、老人は律文上の笞杖刑を執行したのではない。現実の老人・里長による裁定や懲罰は、各案件の具体的状況に応じて「情を量」って裁量的に行われ、また在地の社会關係に即した「郷例」などもその拠り所となつたのである。

現実の老人制は、むしろ『教民榜文』どおりに嚴格に行われた訳ではないが、郷村の民間調停によつて換骨奪胎されてしまつたともいえない。老人は実際に訴状を受理して裁定を下し、さらには地方官の委任を承け实地検証や再審理に当たるなど、地方官の「聽訟」と民間調停との結節点として、現象的には「第一番」に類する機能も果たしていたのである。実態としての老人制の性格は、文書史料などに現れた具体的事例の検討を通じて、あくまで帰納的に論じてゆく必要がある。

註

- (1) 松本善海「中国地方自治発達史・明朝」(初出一九三九年、『中国村落制度の史的研究』岩波書店、一九七七

興亜「明代実施老人制度的利与弊」〔鄭州大学学报〕哲学社会科学、一九九三年二期。

- 年所収、以下松本「明朝」と略称)、同「明代における里制の創立」(初出一九四一年、前掲「中国村落制度の史的研究」所収)、清水盛光「支那社会の研究—社会学の考察—」(岩波書店、一九三九年)二〇二—二二頁、同「中国鄉村社会論」(岩波書店、一九五一年)二四六—二六六頁、小畑龍雄「明代極初の老人制」(山口大学文学会誌)創刊号、一九五〇年、同「明代郷村の教化と裁判」(『東洋史研究』十一巻五・六号、一九五二年)、栗林宣夫「明代老人考」(『東洋史学論集』第三、不味堂書店、一九五四年)、同「里甲制の研究」(文理書院、一九七一年)、細野浩二「里老人と衆老人—「教民榜文」の理解に関連して—」(『史学雑誌』七八編七号、一九六九年)、同「耆宿制から里老人制へ—太祖の『方巾御史』創出をめぐる—」(『中山八郎教授頌壽記念明清史論集』燎原書店、一九七七年)。このほかに「六諭」を中心として老人制に論及した研究に、和田清「明の太祖の教育勅語に就いて」(『白鳥博士還曆記念東洋史論叢』岩波書店、一九二五年)、曾我部静雄「明太祖六諭の伝承について」(『東洋史研究』十二巻四号、一九五三年)などがある。
- (2) 三木聰「明代里老人制の再検討」(『海南史学』三十号、一九九二年、以下三木「再検討」と略称)。
- (3) 趙中男「試論明代的『老人』制度」(『東北師範大学学报』哲学社会科学、一九八七年三期)、余興安「明代里老制度考述」(『社会科学輯刊』一九八八年二期)、王
- (4) George Jai-Iang Chang, "The Village Elder System of the Early Ming Dynasty", *Ming Studies*, 7, 1978. 1) 論文は Appendix とし、2) 「教民榜文」全文の英訳、"The Placard of People's Instructions" を附す (pp. 63-72)。また Edward L. Farmer, *Zhu Yuanzhang and Early Ming Legislation: The Reordering of Chinese Society following the Era of Mongol Rule*, E. J. Brill, 1995. に、Appendix 3 として、G. チャン氏の訳文に基づき、E. ファーマー氏が Jiang Yonglin 氏の協力によりかなりの改訂を加えた、「教民榜文」全文の英訳、"The Placard of People's Instructions" を取めている (pp. 195-209)。以後英訳としては、もっぱらファーマー氏の訳文を引用する。
- (5) 「史滴」十五号、一九九四年。
- (6) 井上徹(書評)「三木聰『明代里老人制の再検討』・中島桑章『明代中期の老人制と郷村裁判』」(『法制史研究』四四、一九九四年)。
- (7) 山田賢二「一九九四年の歴史学界—回顧と展望—」(『明清』)『史学雑誌』一〇四編五号、一九九五年)二二六—二七頁。
- (8) 寺田浩明・岩井茂樹「勾攝公事、里老人、その他—電子メールによる討論1994.10—1995.1—」(一九九五年)。これは寺田・岩井氏が電子メールでの議論を私家

版として公開したもので、公刊された文献ではないが、表題のテーマについて多くの重要な知見が示されている。この文献の紹介・引用を了承していただいた寺田・岩井氏に謝意を表したい。

- (9) 伊藤正彦「明代里老人制理解への提言―村落自治論・地主権力論をめぐって―」(『東アジアにおける社会・文化構造の異化過程に関する研究』科学研究費研究成果報告書、一九九六年)。なお伊藤氏は、筆者の研究もまた「村落自治論」の枠組みを継承していると述べる(一〇六頁)。伊藤氏が指摘するように、前掲拙稿「明代中期の老人制と鄉村裁判」には、老人制が「自律的に」存在した鄉村での紛争処理を基盤として成立した(二六頁)という記述があり、この表現は充分に適切ではなかった。しかしこの箇所を除けば、筆者は一連の論考を通じて、「村落自治」や「共同体」などの概念によって老人制を論じてはおらず、伊藤氏が一概に「村落自治論」を継承したものと述べるには異論がある。
- (10) 三木聰「明清時代の地域社会と法秩序」(『歴史評論』五八〇号、一九九八年)。
- (11) 拙稿「明代前半期、里甲制下の紛争処理―徽州文書を史料として―」(『東洋学報』七六卷三・四号、一九九五年)、「明代後期、徽州鄉村社会の紛争処理」(『史学雑誌』一〇七編九号、一九九八年)など。
- (12) 「明代中期の老人制と鄉村裁判」二七頁註(7)、二八頁註(18)・(19)。
- (13) 細野前掲「里老人と衆老人」六一―六四頁。
- (14) 「人等」は元明時代に、複数の職任や身分にある者を連称する場合に濫用される。漢文史牘特有の四字句を構成するための語彙であろう。
- (15) 管見のかぎり明代の史料で「里老人」の語が現れるのは、『太祖実録』洪武三十年九月辛亥条に、「又令民每村置一鼓、凡遇農種時月、清晨鳴鼓集衆。……其怠惰者、里老人督責之。里老縱其怠惰、不勸督者有罰」とあるのにすぎない。しかしこれは孤証であり、かつ「里老人」は直後の「里老」と同義に違ひなく、「里老」は「里長と老人」の意であるから、おそらく「里老人等」もしくは「里長老人」の誤りではないか。
- (16) 日本では早くは和田清前掲「明の太祖の教育勸語に就いて」(八九三頁)以来、「里老」は一般に「里老人」と同義と解されている。また余興安前掲「明代里老制度考述」七七頁、G. Chang, "The Village Elder System of the Early Ming Dynasty", p. 53など、中国や欧米の研究でも、「里老」は「里の老人」を指すとされている。
- (17) 荻生徂徠「明律国字解」兵律軍政、「軍人替役」条附問刑条例の解。
- (18) 『海瑞集』(中華書局、一九六二年)上編三、淳安知県時期、「興革条例」、吏属(五二頁)。また同書一八一頁に収める「論里老告示」も、淳安県の里長・老人に里内で「六論」を講解させ、里長は毎月朔望、老人は毎月朔日に県に集め、各里の状況を考察することを規

定している。

(19) 呂坤『実政録』巻四、民務、「改復過割」。同じく「編審均徭」にも、「審戸拙法、莫簡於自審。將各里里長・老人・書手、拘集於闕公或城隍廟中、將一里里老、書手、会在一処、令其一里差銀自行均派」とあるのも、同様の用例である。

(20) 弘治『岳州府志』巻五、平江県、徭役志、

里役○里老「每坊・里設置、同巴陵本県。共里長四十名、坊長三名、老人四十三名、甲首各登耗不
等」(「内は割注」)。

(21) 『四川各地勘案及其它事宜檔冊』(嘉靖抄本)

一、本県里老

昇平郷里長周永川 老人王甫 / 明堂郷里長閔斐
老人鄧万里 / 善行郷里長羅恩 老人謝廷祿 /
守忠郷里長王本哲 老人錢国用 / 光閩郷里長張
祥 老人張永望 / 義林郷里長鄧相 老人雷堂 /
蔣橋郷里長孔用 老人王蛟 / 永豊厖里長雙李敖
老人王璠

本書の利用に際しては、加藤雄三「中国元明法制史特に法源とその援用理論の探究―明朝嘉靖時代を中心として―」(小林フェローシップ一九九七年度研究助成論文)所収の「整理表」を参照した。

(22) 中国第一歴史檔案館蔵「祁門県民謝玉清控告文書」

所収の「執結」

十四都里老謝得延等、今於 与執結為告争山土

事。承奉 本県帖文、擬本都謝玉澄・謝道本告

争前事、依奉前去、会同比都老人汪思誠等、到告

争山所、從実体勘得。……(本文は省略)……私

步多寡濶狭、係是二家祖父管業已定。中間即無扶

同不実。如虚、得延等甘罰無詞。執結是実。

成化九年五月初三日 十四都 里長 謝得延

排年里長 謝彦榮 李秉隆 李文煥 謝彦修 李秉

彝 老人 李秉通 比都老人 汪思誠 胡寬

冒頭の「里老」謝得延は、末尾の署名によれば(現年)

里長であり、署名に現れる里長と老人を「里老」と総

称していることがわかる。

『新安吳氏考系』所収、嘉靖三(一五二六)年十二月、歙

県の「帖文」。

直隸徽州府歙県為陳情乞請明判事。……案照、先

奉本府帖文、奉礼部貴字八百三号勘合劄付為崇明

德以興治教事。已經行據本県二十三都二三厖里長

吳時望・吳尚宝等呈称、亦為前事。帖據該笈排年、

里老鮑義等勘結相同。今奉前因、擬合就行。為此、

除外合帖本役前去、將所告先賢吳家墳壘・墓道・

牌坊、督令即行修理起造、完成回報。毋得虚応故

事、及擅科派、惹罪不便。須至帖者。

右帖下該厖里老吳時望・汪鳳准此。(下略)

ここでも里長である吳時望が、末尾では「里老」として署名している。

(23) 『教民榜文』を取める『皇明制書』の版本は各種あるが、本稿では東洋文庫所蔵の二十卷本（古典研究会影印本、一九六六年）により、『中国珍稀法律典籍集成』乙編第一冊（科学出版社、一九九四年）所収の、北京図書館蔵十四卷本による標点テキストを参照した。

(24) 松本前掲「明代における里制の成立」、小畑前掲「明代極初の老人制」、細野前掲「耆宿制から里老人制へ」、前泊勝昭「明初の耆宿に関する一考察」（『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、一九九〇年）。

(25) 『太祖実録』洪武二十七年四月壬午条。

(26) 『太祖実録』洪武三十年九月辛亥条。

(27) なお『教民榜文』に規定された老人の定数などについては、研究者のあいだで理解が分かれている。松本善海氏（前掲「明朝」）や小畑龍雄氏（前掲「明代郷村の教化と裁判」）は、「里老人」一名のほか、三名から十名の補佐的な老人が置かれたとするが、清水盛光氏は、老人は各里に三名から十名であったとする（前掲『中国郷村社会論』）。また細野浩二氏は三名から十名の「里老人」のほか、さらに何人かの補佐的な老人が置かれ、他に復数里の里老人の集団である「衆老人」が特殊な案件を審理したと述べる（前掲「里老人と衆老人」）。これに対しE・ファーマー氏は、里ごとに三名から十名の老人のほか、補佐的な老人は置かれず、また「衆老人」は里ごとの老人たちの総称と解している（前掲「Placard of Peoples Instruction」）。本稿ではこの

問題を充分に検討する余裕がないが、ひとまずファーマー氏の解釈に従うことにしたい。

(28) ただし地方志などの記述によれば、実際には老人は明代前半期から一般に各里一名である。また『皇明条法事類纂』卷十二「禁革主保里長」「革退行止不端老人例」の礼部等の題奏に、「臣思、各処每里一老人、其役至微、其要至重、必推年高有德、平昔公直、人所敬服、举措得宜者、方称私役」とあり、況鍾「況太守龍岡公治蘇政績全集」卷十二、条論、「嚴革諸弊榜示」に、「民間詞訟、戸婚・田土・闕廢・相争一切輕事、及提勘軍囚等項、一里之内、推選年高有德老人一名、專一理辦」とあるように、中央・地方の官僚も老人は各里一名であると認識している。

(29) 松本「明朝」一二一〜一二二頁。こうした見解は、最近の伊藤前掲「明代里老人制理解への提言」にいたるまで踏襲されている。

(30) 明代の社学は洪武八（一三七五）年一月に設置され、いったん廃止されたが、十六（一三八三）年十月に復活した。松本善海「明代の社学」（初出一九三六年、前掲『中国村落制度の史的研究』所収）では、『教民榜文』に「至是復詔民間自立社学、延師儒以教子弟、有司不得関与」なる一節があるとするが（四七四頁）、これは『教民榜文』ではなく、社学の復活を命じた『太祖実録』洪武十六年十月乙未条の一部である。

(31) 社制については、井ノ口隆興「元代『社制』の政治

的考察」(『東洋史研究』十五卷一号、一九五六年)、楊訥「元代農村社制研究」(『歴史研究』一九六五年四期)などを参照。

(32) こうした理解は、一九二五年の和田前掲「明の太祖の教育勅語に就いて」にはじまり(八九三〜九四頁)、その後も松本「明朝」から三木「再検討」にいたるまで、大部分の研究者に受け継がれている。

(33) 吳遵「初仕録」(嘉靖三十三年序)、立治篇、刑属「嚴告訐」にも、「公門大書、越訴笞五十、誣告加三等、着実奉行、勿作漫言致民輕訟」とあり、明代から実際にこうした板勝が掲げられていたことがわかる。

(34) たとえば三木「再検討」一一〜一二頁では、顧炎武の解釈を批判し、越訴の禁止は、本来的には官の裁判機構における問題であり、明代に里老人を経ない提訴を越訴としたことは、里老人制が州県から朝廷にいたる裁判機構の基層に、「第一審」として整序されたことを示すと論ずる。

(35) 『南京刑部志』卷三、祥刑篇、「掲榜示以昭大法」所収の榜文(洪武二十八年八月十三日の聖旨)。

(36) この条文は、洪武二十二年の更定された明律を収める、『大明律直解』の刑律訴訟、越訴条と同文であり、洪武二十七年の「鄉村裁判」の導入はまったく律文に影響していない。また後年の明律註釈書においても、応禎『大明律釈義』に、「越訴謂軍不由所、衛、民不由州・県、直之府部・司府也。衛所・州県親民之官、易

於得情、故越訴笞五十」とあるように、越訴はあくまで州県や衛所を経ない上司への提訴と解する。

(37) 「遵制を以て論ず」とは、『大明律』吏律公式、「制書有違」条により、杖一百に処すことと思われ、越訴に対する本来の処罰より五等も重い、いずれにせよ『教民榜文』に規定された杖六十とは異なる。

(38) 仁井田陞「中国社会の『封建』とフェューダリズム」(初出 一九五一年、『中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、一九六二年所収) 一四三頁。また同「中国法制史」(岩波書店、一九五二年) 一〇九・一五七頁を参照。

(39) 寺田・岩井前掲「勾根公事、里老人、その他」二九頁。

(40) 伊藤前掲「明代里老人制理解への提言」一一〜一二頁。

(41) 伊藤前掲論文一一二頁。

(42) 青木敦「健訟の地域的イメージ——11〜13世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって——」(『社会経済史学』六五卷三号、一九九九年)。

(43) 青木敦「北宋末〜南宋の法令に附された越訴規定について」(『東洋史研究』五八巻二号、一九九九年)。

(44) 『大元聖政国朝典章』(以下『元典章』と略称) 卷五三、刑部十五、越訴、「告罪不得越訴」。

(45) 『元典章』卷五三、刑部十五、告事、「告罪不得称疑」。

(46) 『元史』卷七、本紀七、世祖四、至元八年三月の条、『元典章』卷六、臺綱一、体察、「察司体察等例」。

(47) 『元典章』卷五三刑部十五、越訴、「越訴転発元告人」。

(48) 『元典章』卷五三刑部十五、越訴、「告論官吏不論越訴」。

(49) 『元史』卷一〇五、刑法志四。

(50) 『元典章』卷五三刑部十五、越訴、「越訴的人要罪過」。

(51) 『元典章』卷四、朝綱一、「省部減繁格例」。

(52) 『元典章』新集、朝綱、中書省、紀綱、「不許越訴告状」。

(53) 『太祖実録』洪武元年十二月己巳、洪武十五年十月戊戌、洪武十七年四月壬午の各条。いずれも三木「再檢

討」一二頁を参照。

(54) 『大明律直解』刑律訴訟、越訴。

(55) 『学校格式』（『皇明制書』所収）は、洪武二十年ごろの成立とされ、主として国子監生や地方学の生員に対する学規を定める。本文所引の規定は、本書の末尾に取められた礼部の榜文「為建言事」の一款である。この榜文は生員の地方官や朝廷に対する建言の禁止などを定めるが、あわせて生員以外の人民の訴訟や建言に関する条項も定められている。

(56) 『御製大誥』第三十六「民陳有司賢否」、第四十五「耆民奏有司善惡」、第五十九「鄉民除患」、『御製大誥三編』第三十四「民拿害民該吏」など。註(24)所掲の諸論考、および清水泰次「明初の民政—官を抑え民をあぐ—」（『東洋史研究』十三卷三号、一九五四年）を参照。

(57) 『南京刑部志』卷三、祥刑篇、「掲榜示以昭大法」所収の榜文（洪武二十三年五月初一日、為布政司府州県

職掌事）。

(58) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構—元典章成立の時代的・社会的背景—」（初出一九五四年、「宮崎市定全集十一 宋元」岩波書店一九九二年所収）。

(59) 『御製大誥統編』第二「松江逸民為害」、第十四「吏卒額榜」、第十六「濫設吏卒」、第七十四「罪除濫設」など。

(60) 『御製大誥統編』第十七「官吏下郷」、第十八「民拿下郷官吏」など。清水前掲「明初の民政」二八〜三二頁参照。

(61) 『御製大誥統編』第七十五「市民不許為吏卒」、『御製大誥三編』第二十七「農吏」など。

(62) 明代の監察制度に関する專著として、Charles O. Hucker, *The Censorial System of Ming China*, Stanford University Press, 1966. および小川尚「明代地方監察制度の研究」（汲古書院、一九九九年）がある。また最近の重要な研究として、谷井陽子「明代裁判機構の内部統制」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年）、同「明律運用の統一過程」（『東洋史研究』五八巻二号、一九九九年）を参照。

(63) 『大明律直解』刑律訴訟、告状不受理・刑律断獄、辯明冤枉。これらの条文は洪武三十年律にも受けつがれている。

(64) 尤韶華「明代司法初考」（廈門大学出版社、一九九八年）八二〜八九頁。

- (65) 松本「明朝」一一〇頁。
- (66) 仁井田陞前掲「中国における『封建』とフェューダリズム」一四三頁。
- (67) 奥村郁三「中国における官僚制と自治の接点―裁判権を中心として―」『法制史研究』一九、一九六九年、三四頁、四八頁註(19)。
- (68) 三木「再検討」一三三頁。
- (69) 「訳註日本律令」五、唐律疏議訳註編一(東京堂出版、一九七九年)、二四頁註2(滋賀秀三執筆)。
- (70) 「大明律」巻頭の「獄具之図」。
- (71) 高橋芳郎「宋代の士人身分について」『史林』六九巻三号、一九八六年、六一―六四頁、川村康「宋代折杖法初考」『早稲田法学』六五巻四号、一九九〇年、一四〇頁、一四九頁註(20)。
- (72) 正徳『大明会典』巻五六、礼部十五、官員拜礼、官員儀從。同書巻一七三、国子監、監規。
- (73) ガスパール・ダ・クルス(日笠博司編訳)『中国誌』(新人物往来社、一九九六年)一八六―八七頁。アルヴァーロ・セメード(矢沢俊彦訳注)『チナ帝國誌』(岩波書店、一九八三年)五〇〇―〇三頁など。
- (74) 嘉慶『大清会典』巻四四、刑部。嘉慶『大清会典事例』巻五八四、刑部、名例律、五刑。
- (75) 呂坤『実政録』巻五、郷甲約三、応和条件。
- (76) 曹煒(順治)『鹿村志』風俗。三木「再検討」一五頁などを参照。
- (77) 「王源謝氏孟宗譜」巻七、孟宗事略、居安公。拙稿「徽州の地域名望家と明代の老人制」『東方学』九〇輯、一九九五年、九九頁参照。
- (78) 「国朝獻徵録」巻百、「広東高州府知府徐公九思墓誌銘」(王世貞)。
- (79) 小畑前掲「明代郷村の教化と裁判」三一―三三頁。
- (80) 前掲拙稿「明代前半期、里甲制下の紛争処理」二、九頁など。
- (81) 三木「再検討」一三三頁。
- (82) 滋賀秀三「清代中国の法と裁判」(創文社、一九八四年)二八六―八八頁。
- (83) 洪武三十年の「大明律」で、老人制にかかわる条文としては、戸律戸役「禁革主保里長」条に、耆者(老人)を本郷の年高有徳な人物から選充すべきことを、刑律雜犯「拆毀申明亭」条に申明亭の毀損に対する処罰を規定するに過ぎず、これらの内容は洪武二十二年律と同じである。
- (84) 黄彰健「明洪武永楽朝の榜文峻令」(初出一九七五年、『明清史研究叢稿』台湾商務印書館、一九七七年所収)。この論文の「附録」には、『南京刑部志』巻三「掲榜示以昭大法」所収の榜文を全文収載している。
- (85) 滋賀前掲「清代中国の法と裁判」二八四―二八五頁。
- (86) 宮崎前掲「宋元時代の法制と裁判機構」一九四―二二二頁。
- (87) 『太祖実録』呉元年十二月戊午条。『皇明宝訓』巻二、

定律・枷刑。

(88) 『太祖実録』洪武七年四月戊戌条。

(89) 正徳『大明会典』卷七八、礼部三七、郷飲酒礼。

(90) 『太祖実録』洪武二十年閏六月甲戌条、洪武二十四年十一月己亥条。正徳『大明会典』卷二二、戸部七、誥法、同書卷七六、礼部三五、学校一、社学。松本前掲

『明代における里制の創立』四六三頁などを参照。

(91) 『諸司職掌』卷三、戸部職掌、誥法。

(92) 『太宗実録』永樂三年二月丁丑条。

(93) 朱蓬吉『牧民心鑑』卷下、馭下、「懷耆老」。

(94) 嘉靖『惠安県志』卷八、公宇。三木「再検討」一六頁参照。

(95) 濱島敦俊「農村社会—覚書」(『明清時代史の基本問題』汲古書院、一九九七年)一七二—一七三頁。

(96) 『洪武礼制』里社・郷厲。和田博徳「里甲制と里社壇・郷厲壇—明代の郷村支配と祭祀—」(『西と東と前嶋信次先生追悼論文集』汲古書院、一九八五年)、濱島敦俊「明清時代、江南農村の『社』と土地廟(前掲『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下巻)参照。

(97) 葉春及『石洞集』卷七、惠安政書十、「里社篇」。ここでいう「父老」は、同書卷九、公牘二、「諭貧民」に、「遵教民榜、各都立申明亭、父老日坐其中、以化導民、其田土・戸婚十九章、令得自判」とあるように、各里

(惠安県では都という)の老人を意味する。

(98) 汪天錫『官箴集要』巻下、「老人剖断詞訟」。

(99) 老人と城隍神の関わりを示す史料として、万曆『温州府志』卷十二、人物志、義行には、次のような興味深い逸話が残されている。

周紬、字守謐、永嘉人、端朝裔孫。景華為申明亭長。同里朱家有娶婦、無子育異姓為嗣。朱之弟乞及子守成、利其産謀逐之、訟于県。林尹惑焉、袖力争不得。乃令娶焚疏於城隍神五日、恍惚聞見神降於庭、語曰「好耆老、三日後聽分割」。及期天陰晦、諸惡少方飲于大州橋樓上、忽雷震朱之父子、觀者驚異、娶寃得白。……

(100) 柳田節子「宋代郷原体例考」(『宋代の規範と習俗』汲古書院、一九九五年)。

(101) いずれも『新刻天下四民便覧三台万用正宗』卷十七、民用門、郷約体例に所収。仁井田陞「元明時代の村の規約と小作証書など(一)」「(初出一九五六年、前掲『中国法制史研究』奴隸農奴法・家族村落法』所収)七六三—六六頁を参照。

(102) 『鍍翰海濤詞林武庫』巻四、各式禁約。仁井田陞「元明時代の村の規約と小作証書など(二)」「(『中国法制史研究』法と慣習・法と道德』東京大学出版会、一九六四年)六八四—六八六頁を参照。